

規程第43号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会日中一時支援事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会が運営する日中一時支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者（障がい児を含む。以下同じ。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な事業の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 前三項のほか、「障害者自立支援法」及び小美玉市日中一時支援事業実施要綱に規定する内容及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会
- （2）所在地 茨城県小美玉市部室1，106番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業における職員等の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）指導員
2名以上

- （2）内 容

利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切かつ効果的に行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）開所日
月曜日から金曜日までとする。

（2）開所時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

（3）サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び8月13日から16日及び12月27日から1月5日までを除く。

（4）サービス提供時間

午後3時から午後6時までとする。

（利用定員）

第6条 事業の利用定員は、一日の利用につき5名程度とする。

2 一日の利用希望者が定員を超える場合は、小美玉市に住民票を有する利用希望者を優先とする。

3 会長が特に認める場合は、第1項の規定に関わらず利用することができる。

（主たる対象者）

第7条 事業所において、事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）身体障がい者（児）

（2）知的障がい者（児）

2 事業の提供を受けられる者の年齢は、6歳から64歳までとする。

（業務の内容）

第8条 学校の下校後等の活動場所を提供するとともに、ボランティア等との交流を通して、地域において自立する機会を確保するため業務を行うものとする。

（利用の却下及び中止）

第9条 会長は、利用者から事業利用の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、利用者が施設の運営に支障を来たと認められるときは、事業の利用を却下することができる。

2 会長は、利用者が施設の運営に支障を来たと認めるときは、事業の利用を中止させることができる。

（利用者から受領する費用の額等）

第10条 事業所は、事業を提供した際に、利用者から事業の支給決定を行った小美玉市の定める日中一時支援事業実施要綱第14条に規定する利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 前項の規定によらず、小美玉市外に住居する利用者には、事業を提供した際には、利用者から事業の支給決定を行った居住市町村の定める日中一時支援事業実施要綱に規定する利用者負担額の支払いを受けるものとする。

3 事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要と

なるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費は、事業所が利用者から支払を受けるものとする。

4 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたり、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 事業所は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 利用者は、事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

（1）健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること

（2）利用者は、事業を利用するにあたって、事故等に備え自らも傷害保険等に加入すること

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、会長及び家族に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情解決）

第13条 事業所は、提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

（守秘義務）

第14条 指導員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指導員であった者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。

（委任）

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成22年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月15日から一部改正する。